

令和2年度

業務概要

北海道立向陽学院

I 施設の概要

1 施設種別 児童自立支援施設

2 設置主体 北海道

3 設置目的

児童自立支援施設は児童福祉法第44条に規定する施設として、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的」として設置されている。

〔 児童自立支援施設は、その重要性・特殊性から、都道府県（指定都市）に設置義務が課せられている。 〕

4 沿革

年 月	事 柄
昭和25年 3月	道立女子教護院設置が決まる
昭和26年 4月	北海道立向陽学院設置規則（北海道規則第85号）公布（25日）
6月	札幌市南区南の沢1844番地に施設整備（敷地面積160,525.94㎡）、第1期工事において3寮舎（211.91㎡×3）、炊事棟（99.09㎡）完工
9月	開院式挙行（29日）
10月	3寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮） 児童定員45名で児童入院開始
昭和30年 9月	開院5周年誌発行
昭和41年 9月	創立15周年記念式典挙行
昭和44年 9月	院章制定
昭和46年 9月	創立20周年記念式典挙行
昭和54年 6月	学院小島の村愛鳥活動により「北海道社会貢献賞」受賞
昭和56年 9月	開院30周年誌発行
昭和58年 2月	北海道知事より「愛鳥モデル校」指定
昭和60年 5月	愛鳥活動により「環境庁自然保護局長賞」受賞
昭和61年 9月	開院35周年誌発行
昭和62年 3月	札幌郡広島町字西の里1015番地に移転改築（現：北広島市字西の里1015番地）に土地購入・実施計画完了
平成元年 6月	学院移転 4寮夫婦小舎制（すずらん寮・しらかば寮・はまなす寮・あじさい寮） 児童定員48名となる
平成元年 7月	開院式挙行
平成10年 2月	愛鳥活動に対し、北広島市教育委員会より「善行をたたえて」受賞
平成10年 4月	児童福祉法改正に伴い施設種別が「教護院」から「児童自立支援施設」に変更
平成14年 3月	創立50周年誌発行

平成21年	4月	学院内に併設校として北広島市立西の里中学校陽香分校及び北広島市立西の里小学校陽香分教室が設置される
平成23年	4月	併設校の北広島市立西の里小学校陽香分教室が同校陽香分校となる
	9月	創立60周年記念式典挙行
平成24年	3月	創立60周年誌発行
令和2年	3月	庁舎大規模改修暖房衛生設備工事、電気設備工事竣工

5 入所定員 48名 (女子のみ)

6 敷地・施設・設備の状況

(1) 敷地面積 101,970.00 m²

陸上グラウンド 1面 (1周250m)

テニスコート 1面

農地 1,350 m²

果樹園 360 m²

(2) 規模及び構造

本館 1,377.00 m² 鉄筋コンクリート

屋内体育館 621.01 m² //

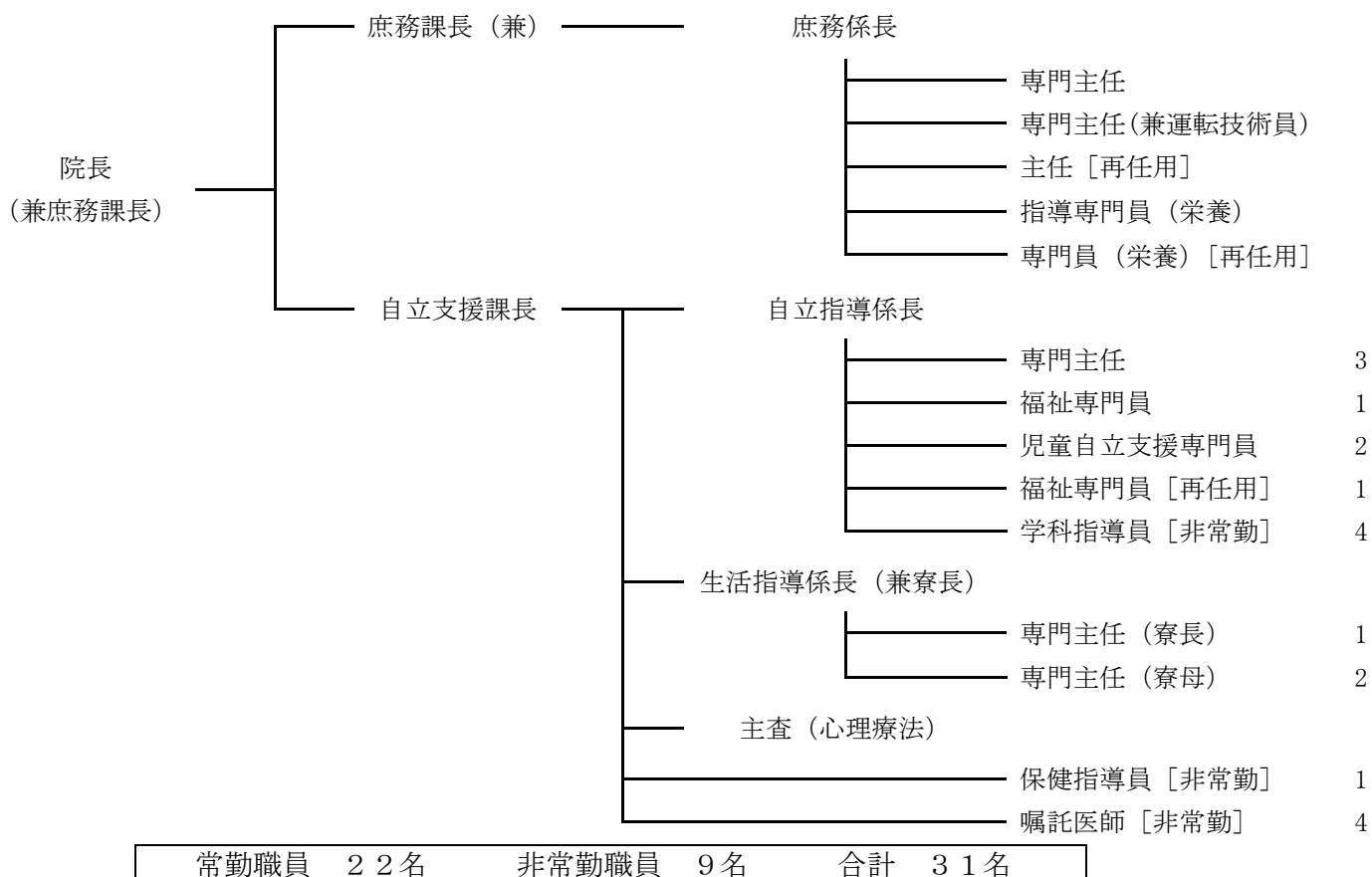
すずらん寮 299.86 m² //

はまなす寮 299.86 m² //

しらかば寮 299.86 m² //

あじさい寮 299.86 m² //

7 職員構成・組織図 (令和2年4月1日現在)



Ⅱ 支援の概要

1 入所児童の状況

令和元年度は、年度当初に13名が在籍。年度内の入所者は12名、退所者は17名だった。入所者数が最も多くなった8月と11月には17名となった。

被虐待児、発達障害を有する児童は年度によってばらつきはあるものの、一定数を占めており、生活支援、学習支援等で個別対応を必要とするケースも多く、進路についても配慮が必要な児童がいることを示している。

表1は、令和元年度当初の在籍者13名の内訳である。小学生2名（小5：1名、小6：1名）中学生9名（中1：1名、中2：5名、中3：3名）、中卒生2名（卒2：1名、高1：1名）であった。

表1：令和元年度の在籍状況（H31（R1）.4.1）

区 分	小学生				中学生			中卒生						計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
在籍児童数	0	0	1	1	1	5	3	0	1	0	1	0	0	13

表2は、令和元年度中の入退所者の内訳である。入所者12名の内訳は小学生3名（小5：1名、小6：2名）、中学生6名（中1：2名、中2：1名、中3：3名）、中卒生3名（卒1：3名）。退所者17名の内訳は、小学生1名（小5：1名）、中学生11名（中1：1名、中2：5名、中3：5名）、中卒生5名（卒1：3名、卒2：1名、高1：1名）だった。

表2：令和元年度中の入退所の状況

区 分	小学生				中学生			中卒生						計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
入所児童数	0	0	1	2	2	1	3	3	0	0	0	0	0	12
退所児童数	0	0	1	0	1	5	5	3	1	0	1	0	0	17

表3は、令和元年度内で最も在籍者数が多くなった8月1日及び11月1日時点での在籍者数17名の内訳である。8月は小学生2名（小5、小6：各1名）、中学生10名（中1：2名、中2：3名、中3：5名）、中卒生5名（卒1：3名、卒2：1名、高1：1名）であった。11月は小学生4名（小5：1名、小6：3名）、中学生10名（中1：1名、中2：3名、中3：6名）、中卒生3名（卒1：3名）であった。入所年齢は11歳から16歳までと幅広く、小学生の入所は常態化している。

表3：令和元年度中で最も在籍者数の多いときの状況

区 分	小学生				中学生			中卒生						計
	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	卒1	卒2	卒3	高1	高2	高3	
在籍児童数 （8月）	0	0	1	1	2	3	5	3	1	0	1	0	0	17
在籍児童数 （11月）	0	0	1	3	1	3	6	3	0	0	0	0	0	17

表4-1は、過去5年間の入所児童数の推移である。入所児童は11名から17名で、在籍者数は20名を下回る状況がある。入所時の平均年齢は13歳前後、退所時の平均年齢は15歳以下になっている。入所児の学年や年齢の関係もあるが、年度によっては退所児童数が入所児童数を上回る状況も見られている。

表4-1：過去5年間の入所児童の推移

年度	入所児童数	退所児童数	退 所 先			初日在籍平均人数	入 所 時平均年齢	退 所 時平均年齢
			家庭	施設	その他			
27	15	20	8	12	0	25.3	12.6	14.9
28	17	10	2	7	1	21.2	13.1	14.3
29	11	22	8	11	3	22.8	13.1	14.7
30	12	10	2	4	4	11.2	13	14.3
R1	12	17	9	8	0	15.7	13.6	14.4

表4-2は過去5年間の進学状況である。中学3年生と卒生が合算されているが、進学を希望する児童は全員が進学している。措置変更を前提に進学している児童がいることから進路指導の際には児童相談所との連携が重要になっている。なお、当院では中学3年生の2学期以降に入所した生徒については、卒生となって過年度受験を目指す場合が多い。

表4-2：過去5年間の進路及び退所先状況

年度	進 路			退 所 先	
	普通高校進学	高等養護学校進学	その他	家庭	施設
27	10	5	0	6	9
28	3	0	0	1	2
29	1	2	0	0	3
30	2	0	0	1	1
R1	8	1	1	5	5

表4-3は、被虐待児の受け入れ状況の推移である。年度により差異はあるが常に在籍している状況である。入所時に虐待が確認されたケースの他に、施設入所後に児童から開示される場合がある。また、虐待の程度について、入所後に新たな被害体験を開示する児童もいる。

表4-3：被虐待児受け入れの状況（各年度中の入所児童）

年度	被虐待入所児童数 (実人数)	虐待加算対象児童数	虐待の種類 (延べ件数)			
			身体的虐待	心理的虐待	性的虐待	ネグレクト
27	9	4	5	5	0	7
28	13	7	8	3	1	7
29	7	6	5	6	2	3
30	7	5	4	6	0	3
R1	9	7	1	3	0	5

表4-4は、過去5年間の発達障害を有する児童の状況である。入所時に医学診断を受けている児童のほか、当院の児童精神科嘱託医により発達障害が疑われ、受診および診断に至る児童もいる。精神科に通院し投薬治療中の児童は年々増加傾向にある。

また、表4-3にあるように虐待の影響により集団支援ではなく情緒面の安定のために個別支援が必要である児童も年々増加傾向にある。

表4-4：発達障害を有する児童受け入れの状況（各年度中の入所児童）

年度	発達障害圏	知的能力障害	総数
27	8	2	10
28	7	3	10
29	10	2	12
30	14	0	14
R1	8	0	8

※発達障害圏：DSM-Vによる、自閉症スペクトラム症、注意欠陥・多動症の診断がある児童。

※総数は入所児童数ではなく延べ人数。

<概況>

近年の入所児童の状況として、非行および非行をなすおそれのある児童よりも社会的養護の不適応や家庭内で虐待を受けてきた児童、併せて発達障害を有する児童が増加している。そのため、児童個人が当院の集団生活に苦勞を抱える場合があり、個別的支援や心理的支援を必要とする児童が増加している。

よって、在籍人数は定員に比べ少数だが、院内全ての活動において個別的支援を要する児童が増えてきている現状がある。

2 支援指針（概要）

（1）生活支援

集団生活を基盤にし、異年齢の児童が互いに尊重しあう生活を送ることで、他者交流のルールとマナーを学べるようにする。また、生活の中で年齢や発達に見合った役割を行うことで、個々の課題に沿う基本的な生活習慣を身につけることを目指す。

（2）学習支援

基礎学力の修得のため、分校と連携し、落ち着いて学習に取り組める環境を作り、積極的に授業・学習に取り組めるよう働きかける。また、学習習慣を身につけるため、自主的に学習を進めることのできる時間、教材等の準備を進める。中学校課程を修了した児童に対しては、独自のカリキュラムを編成し、生活学習や社会的教養を基礎とし、児童等の希望を基に進学と就職の目的に合わせた授業を行う。

（3）作業支援

環境整備活動を通して、自らの生活する環境の安全と安心について学べるようにする。また、農作業をとおして、作物を育てる喜びや大変さを実感し、収穫の達成感を体験するとともに、食の安全について考えられるようにする。

3 令和2年度の重点目標

(1) 子どもの権利擁護をはかるために

入所児童が、常に安全かつ安心して生活できる環境を確保するため、「児童自立支援施設運営指針」を基本に据えて支援を行う。

また、虐待や性被害の体験をした児童、発達障害を有する児童など個別的な配慮の必要な児童が増加していることから、トラウマインフォームドケア等の職員研修を行い、児童に対するより専門的な支援に繋げていく。生活の中で個別対応する際には同性職員を中心とした複数対応とする。さらに、児童に対しては入所時に自らの課題について職員と共有し、その課題に取り組み具体的に見える形にしていくため、ホワイトボード等を活用した「見える化」を行っていく。「児童の権利擁護」、「被措置児童虐待」の防止や「苦情解決システム」及び「懲戒に係る権限の乱用禁止」については児童入所時や定期的に全員に説明し、児童と共に職員も共通に理解する。

(2) 感染症拡大防止に向けた取り組み

北海道の宣言に準じた対応を実施する。

当院において、入所児童や施設職員、分校教諭のマスク着用、手洗いやうがいの徹底、アルコール消毒を日常的に行う。また、健康チェックとして、入所児童は朝と夕の検温、職員は出勤前の検温を行う。保護者等および院外の来客等については、事前の健康チェックを依頼していく。万一、発生した場合の対応を組織で共有しておく。

(3) 児童支援の充実

平成24年度から児童福祉施設の整備及び運営に関する基準により心理療法担当職員1名を配置し、児童精神科嘱託医を1名増員し2名で対応している。

児童の支援について、定期的な心理療法担当職員との面接や施設職員による面接、児童精神科医の受診等の他に、当該児童と当院職員及び分校教員が参加のカンファレンス（応援ミーティング）を3ヶ月に1回行うことで、当該児童と支援者また保護者や関係機関で現在の支援や達成状況を共有する。

(4) 中卒生に対する支援の充実

学院では中学校課程を卒業後、学院に在籍する児童、もしくは中学校卒業後に入所した児童を中卒生として支援している。

中卒生のうち次年度の高校受験を目指す児童については、主要5教科を中心とした授業を行い、入学選考試験に備えている。また、高等養護・支援学校への受験を目指す児童については、体力作りや一般常識を身につける授業と合わせ、入学試験に必要とされる学力・技能修得の授業を行う。

就職を目指す児童については、日本漢字能力検定や珠算電卓実務検定、ビジネス文書実務検定の授業を行い、就職に活用できる資格取得を目指す。また、児童が労働を体験するために、関係機関・協力機関との連携の下に職場実習を実施することなどにより、自立の促進をはかる。

(5) 退所後支援の充実

学院を退所する児童やその保護者に対しては、関係機関からの求めに応じて地域で開催される要保護児童地域対策協議会（児童福祉法第26条）へ参加をし、スムーズな地域移行をはかる。なお、退所後支援（児童福祉法第44条）は当院の「退所児童事後支援実施要領」で定め対応する。

(6) 関係機関との連携強化

入所中の児童の状況や学院および分校の情報は、電話連絡や広報、通信等の送付により保護者や児童相談所等の関係機関に伝え、知ってもらい、参加してもらうように努める。

他にも各種資格に係る実習・研修等の人材育成や見学の受け入れを行う。

(7) 広報活動及び地域との連携強化

関係機関に対して事業概要、学院通信、作文集等を送付することなどにより、当学院の活動内容を広く紹介する。また、町内活動への参加や、各種行事に招待するなどして、地域や関係機関の一層の理解と協力を得られるよう努める。また、広報等をホームページに掲載する。

(8) 学校教育との連携

平成21年度から学院に学校教育が導入されている。個々の児童の学力や特性に合わせた授業を行い、施設職員も必要に応じてチーム・ティーチングに参加して授業環境の整備に協力する。特別支援学級は小・中に設置されており、知的障害や情緒障害の児童の状況に合わせた学習を行う。こうした取り組みにより、児童の基礎学力の向上が進み、普通高校や高等養護・支援学校への進学(表4-2参照)がすすんでいる。

また、教育活動の一環として行われる行事等には、施設職員も積極的に参加する。さらに、体育大会や学院祭は施設と学校の共催で行い、それぞれが役割分担をして協力のもと行う。

(9) 職員の資質向上

計画的な職員研修を実施することにより、職員の資質の向上をはかる。

ア 令和元年度の研修実績

○学院が企画した研修

- ・5月、8月、12月の年3回、厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業により、当院に依頼があり、「児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究」に協力した。
- ・被措置児童等虐待防止研修(8月、12月)
- ・児童福祉施設心理職員経験交流研修会(令和2年1月)

○他の団体が企画した研修への参加

- ・北海道職員新任主任級研修(4月)
- ・中堅寮職員派遣研修(5月)
- ・若手リーダー養成(採用3年目職員)研修(5月・6月)
- ・全国児童自立支援施設新任職員研修(6月)
- ・情報公開・個人情報保護研修(10月)
- ・児童自立支援施設と少年院等の交流研修(11月)
- ・東北・北海道地区児童自立支援施設協議会心理部会(11月)
- ・東北・北海道地区児童自立支援施設協議会(12月)

イ 令和2年度研修計画

新型コロナウイルスの影響により研修等の実施や参加は未定を含む。

○学院で企画した研修

- ・令和2年度新採用、新任職員研修(4月)
- ・児童福祉施設心理職員経験交流研修会(10月)

○他の団体で企画した研修への参加

- ・北海道職員新採用職員受入研修（４月）
- ・北海道職員新採用職員（５月・９月予定）
- ・全国児童自立支援施設中堅職員研修（９月）
- ・令和２年度全国児童自立支援施設長会議（令和３年１月予定）
- ・児童福祉施設指導者合同研修（令和３年１月）

（１０）その他

関係機関への協力として、養成校からの依頼により実習生を受け入れている。

保育士実習（令和元年度実績）

- ・名寄大学 1名（８月）
- ・こども學舎 1名（１０月）
- ・藤女子大学 1名（１１月）
- ・札幌大谷大学 4名（令和２年２月）

北海道立向陽学院 業 務 概 要

編集・発行 北 海 道 立 向 陽 学 院

〒061-1102 北海道北広島市西の里1015番地

電話番号 011-375-3737

FAX 011-375-3770

発行 令和2年10月